

ぐんま緑の県民税アンケート調査業務委託仕様書

1 業務の名称

ぐんま緑の県民税県民アンケート調査業務委託

2 業務の目的

ぐんま緑の県民税は、令和 10 年度で第Ⅲ期が満了することから、今後の制度のあり方について検討する必要がある。

この検討に際し、ぐんま緑の県民税に対する県民、企業、市町村の意識やニーズ等を把握する必要があるため、アンケート調査を実施する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 委託額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 業務の内容

受注者は、本事業の目的を達成するために、以下の（1）から（4）までの業務を行うものとする。

（1）アンケート票作成に必要な情報収集等

ア 国や他自治体の類似したアンケート調査から、本業務の参考になる情報を収集する。

イ 本業務の参考になるアンケート項目を抽出・整理する。

（2）県民アンケート

ア アンケート対象者の抽出

・群馬県内在住の満 18 歳以上の男女個人 3,000 人を対象とする。

イ アンケート票の作成

アンケート票の内容は、契約締結後に発注者と協議の上、決定するものとする。

（注）

1 アンケート調査の回収率を高める工夫を行い、回答者にわかりやすい調査票を作成すること。

2 アンケートは 15 問程度を想定しており、レイアウト構成、デザイン等の作成を含むものとする。

3 アンケート票作成に必要な経費は、全て受注者負担とする。

（3）市町村アンケート

ア 対象

・県内全市町村を対象とする。

イ アンケート票の作成

アンケート票の内容は、契約締結後に発注者と協議の上、決定するものとする。

（注）県民アンケートと同様

（4）企業アンケート

ア 対象

・県内に本支店・営業所を置く者とし、500 社を対象とする。

イ アンケート票の作成

アンケート票の内容は、契約締結後に発注者と協議の上、決定するものとする。
(注) 県民アンケートと同様

(5) アンケート票等の印刷

- ・アンケート票、発注者から提供する調査依頼文及び資料を印刷する（A4用紙4～7枚程度を封入予定）。
 - ・発送用封筒及び返信用封筒は、発注者から封筒のデザインデータを提供する。
 - ・発送用封筒には発注者と協議の上、「ぐんま緑の県民税県民アンケート」調査の協力を依頼する文章を印刷する。
 - ・返信用封筒には、発注者と協議の上、本調査の返信が分かる旨を印刷する。
- ※アンケート票等の印刷に係る経費（封筒、印刷費等）は、本委託契約の範囲内とする。

(6) アンケートの実施

ア アンケート配布

- ・アンケート票、発注者から提供する調査依頼文及び資料を同封の上、発送する。
- ※発送費は本委託契約の範囲内とする。

イ アンケート回収

- ・アンケートは受注者が回収することとし、回収したアンケート票は集計データと突合できるように工夫する。
- ※アンケート回収に必要な復路発送代は、本委託契約の範囲内とする。
※回収したアンケート票は、委託期間終了時に全て本県へ返却する。

(7) お礼兼督促状の作成と発送

- ・お礼兼督促状の原案を作成し、調査対象者あて発送する。なお、最終的なお礼状兼督促状の文章は、発注者と協議の上、決定する。
- ※お礼兼督促状の印刷費、発送費等は本委託契約の範囲内とする。

(8) アンケートの集計・分析

- ・回収したアンケート票は、全てエクセル等でデータ集計し、発注者と協議の上、単純集計やクロス集計を行うとともに、表やグラフを作成する。

(9) 報告書の作成

- ・集計及び分析、考察結果を取りまとめ、報告書を作成する。
- ※令和8年2月中旬を目途に、報告書の原案を報告すること。

6 留意事項

(1) 調査データ等の機密保持

- ・本調査により得られた全てのデータや業務に関する内容を第三者に漏らしてはならない。また、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- ・本調査により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたなければならない。
- ・検収の終了により、本調査の受注した業務が完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。

(2) 本業務の実施により得られた成果品の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本県に帰属する。

(3) 受注者は、発注者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この

契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受注者と発注者
とで協議の上、これを定め、協議が整わない場合は、本県の定めるものとする。